

平成 19 年 4 月 27 日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社  
代表社名 代表取締役社長 岩山 統  
(コード番号 5729 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役企画管理部長 鳩川勝美  
(TEL 03-3235-0021)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 112 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社では、本日別途開示いたしましたとおり、本日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（敵対的買収防衛策）を導入することを決議し、併せて、導入に関する承認議案を本年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に提出することを決定いたしました。

本件は、それに伴い所要の定款変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の条文を第 3 章 第 19 条として新設するものであります。

##### 第 3 章 株主総会

##### 第 19 条 (株式の大量買付け行為に関する対応方針)

当社は、取締役会の決議により、当社の株式の大量買付け行為に関する対応方針（以下「対応方針」という。）を導入若しくは変更することができる。取締役会が対応方針を決議したときは、その後初めて開催される株主総会において承認決議を得なければならない。また、株主総会の承認を得た後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において対応方針の存続について承認を得なければならない。以後も同様とする。

②当社は、対応方針の有効期間満了前であっても、株主総会若しくは取締役会のいずれかの決議によって対応方針を廃止することができる。

なお、上記新設に伴い、現行定款の第 19 条以下の条数を逐条ごとに繰り下げることといたします。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

以上